

生企甲達第55号
備甲達第53号
平成19年7月9日

部 課 署 長 殿

| | | | | | |
|---|---------------|----|----|-----|----|
| 主 | 00 | 01 | 10 | 150 | 長期 |
| 他 | H19.12.31まで保存 | | | | |

石川県警察本部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通達）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」が平成18年12月8日に公布され、これに伴う関係法令についても平成19年6月1日から施行された。そこでこの度、改正法の趣旨、要点及び運用上の留意事項が別添のとおり警察庁から通達されたので、これを周知徹底し、運用上遺憾のないようにされたい。

なお、今回の改正に伴い公安委員会が取り扱う事務が新たに生じたため、「石川県公安委員会事務専決規程」及び「石川県警察における事務の専決に関する訓令」を改正し、生活安全企画課長の専決事項としたが、細部的な事務処理要領等については別途通達する。